

平成28年度 政務活動費の活用 状況をお知らせします

なぜ政務活動費が必要なの？

地方分権の推進により、本市議会が果たすべき役割は、ますます重要なものとなっており、議員一人ひとりの資質・能力、審議機能・政策立案機能の一層の向上が不可欠です。

政務活動費は、議員がより幅広い政務活動を行い、その成果を市政発展につなげるために必要であり、透明性を確保しながら、その活動成果を市民と共有することを常に念頭に置き、議員活動の充実を図るために活用されています。

どんな使い方をしているの？

平成28年度中で特に支出が多かった費目のうち、代表的な使い方は次のとおりです。

調査研究費、要請・陳情活動費

先進地視察や研修の受講、陳情活動にかかる交通費・宿泊費などに使っています。

広報費

各会派・議員による議会報告のための広報紙の印刷にかかる費用などに使っています。印刷部数は次のとおりです。（政務活動費を使って支出された部数の合計）

4～6月…15,950部 7～9月…24,700部
 10～12月…35,200部 1～3月…82,500部
 年間合計 **158,350部**



資料購入費

情報収集のための新聞購読費や書籍の購入などに使っています。

使い方を詳しく知り、理解するには？

政務活動費収支報告書などのインターネット公開

本市議会では、政務活動費の用途について、その透明性をより高めるため、各議員の政務活動費収支報告書やその一覧表、政務活動費運用マニュアルを津山市議会のホームページで公開しています。インターネットの検索サイトなどで「津山市議会」を検索し、トップページメニューの「政務活動費」を選んでいただくだけでご覧いただけます。



政務活動費関係書類の開示請求

議会事務局で開示請求の手続きをしていただくことにより、政務活動費に係る領収書、出張報告書などもご覧いただくことができます。詳しくは議会事務局までご連絡ください。

政務活動費って何？

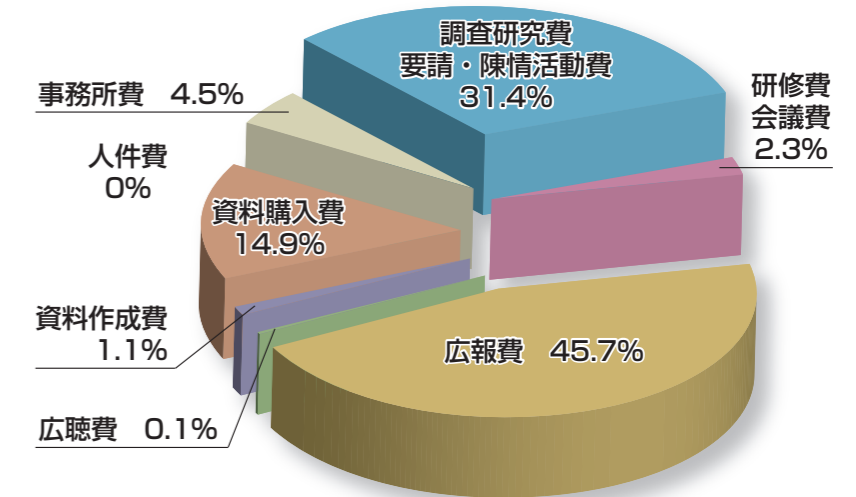
政務活動費は、調査研究などの活動に必要な経費の一部として議員に交付されるものです。本市議会の政務活動費は、議員一人当たり月額58,000円（年額696,000円）が交付され、残余额は返還しています。また、政務活動費の支出合計額が交付年額を超える場合、超えた金額は議員の自己負担となります。

なお、本市議会では、使用した内容の明確化と透明性を高めるために、収支報告書に領収書等の証拠書類を添えて議長に提出することを義務づけています。

政務活動費はどれだけ使っているの？

平成28年度中に政務活動費として議員が支出した実績金額は総額で13,470,086円です。各費目での内訳は下の表をご覧ください。

なお、本市議会では独自に「政務活動費運用マニュアル」を定めており、消耗品・事務機器購入費などへの支出は4分の1までとするなど、政務活動費での運用を随時見直しています。



費目	支出額（円）※	説明
調査研究費 要請・陳情活動費	4,223,789	議員が行う市の事務・地方行財政等に関する調査研究、要請・陳情活動などを行うために必要な経費
研修費 会議費	310,507	議員・団体等が研修会・意見交換会等の各種会議に参加または開催するために必要な経費
広報費	6,152,998	議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策を市民に広報するために必要な経費
広聴費	9,520	議員が市民からの要望や意見を収集するために必要な経費
資料作成費	150,164	各種資料の作成に必要な経費
資料購入費	2,013,783	各種資料の購入に必要な経費
人件費	0	議員の調査研究活動を補助する職員の雇用
事務所費	609,325	議員が行う活動に必要な事務所の設置・管理に必要な経費
合計	13,470,086	

※政務活動費年間限度額（696,000円）を支出した議員の費目内訳の計算は、各費目の支出割合に応じて按分しています。